

令和 年 月 日

保護者 各位

鹿児島県立山川高等学校長

学校感染症罹患届について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき他の生徒に感染する可能性のある期間は「出席停止」となります。出席停止期間については、裏面のように規定されております。

医師の診断を受けましたら、次のいずれかを学級担任へ提出してください。

- ・ 本用紙
保護者が内容を確認できていれば、保護者による記入・署名でもよい
- ・ 本人名、薬剤情報の入った書類等
病名・出席停止期間などの情報を保護者がお書き下さい
- ・ 病院の診断書(有料)

主治医殿

御多用のところ誠に恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡し下さいますようお願いいたします。

記

鹿児島県立山川高等学校 科 年 番 氏名

1 診断名 _____

2 出席停止期間 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

3 特記事項 (_____)

上記のとおり、診断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師御氏名

印

【保護者記入の場合のみ保護者氏名 _____】

(学校記入欄)

上記の結果について確認しました。

学級担任氏名 _____

(担任 → 保健室)

学校感染症とその出席停止期間

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ●エボラ出血熱 ●クリミア・コンゴ熱 ●痘そう ●南米出血熱 ●ペスト ●マールブルグ病 ●ラッサ熱 ●急性灰白髄炎（ポリオ） ●ジフテリア ●重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る） ●鳥インフルエンザ 	治癒するまで
第二種	●インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	●流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	●百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	●麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	●風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	●水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	●咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
●新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属の コロナウイルス(中略)であるもの に限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。	
●結核，髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎 ●急性出血性結膜炎 ●その他の感染症 (溶連菌感染,感染性胃腸炎など) 	医師において感染のおそれがないと認めるまで